

正 副

建築（建設）承認申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高石市長 宛</p> <p>申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>電話番号</p> <p>都市計画法第37条第1号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	<p>※ 手数料欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">収納済</p>
開発登録簿の番号	
建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番	
予定建築物等の用途	
承認を要する理由	

※ 受付欄	※ 承認欄
	第 号
	年 月 日
	この申請は、次の条件を付けて承認します。
	高石市長 <span style="float: right;">㊟</span>
	※ 条件欄
※ 備考欄	<p>条件</p> <p>都市計画法第36条第3項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、高石市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高石市を被告として（訴訟において高石市を代表する者は高石市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

注意※印のある欄は記載しないこと。

申請代理人 住所及び氏名	住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 電話番号
-----------------	---